

○厚生労働省告示第百六十八号

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十二号）第七条第二項の規定に基づき、平成三十年度に係る中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十条第二項第三号ロ及び同令第二条第一項第三号ロ(1)の支給率は、○・○
○四四とする。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信